

# Reasonable Valuation Methods for Intellectual Property Rights in Transfer Transaction

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): academic industrial alliance, joint patent, appropriate valuation of patent rights 作成者: OCHI, Saori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4028">https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/4028</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 移転取引における知的財産の適正評価と会計上の処理

学芸学部 ライフプランニング学科 越智 砂織

**要旨：**本論文は、企業が産学連携において共同研究の成果である共同発明を大学から有償譲渡を受けた場合の特許権の評価に関するものである。大学が企業に有償譲渡を行った際の買い取り価額が適正に評価されていないことを問題とし、特許権の適正な評価方法について一定の指針を示すものである。具体的には、日本公認会計士協会が示している3つのアプローチ方法に基づいて、特許権の評価に適切な方法を探った。

**キーワード：**産学連携、特許権、有償譲渡、適正評価

(内容)

### 1. はじめに

#### 1-1 本論文の目的と問題の所在

本稿は、産学連携において、企業が大学から買い取った特許権の適正な評価方法およびその会計処理について、一定の指針を示すものである。

知的財産の移転取引は、特許権の譲渡またはライセンス使用料である。「移転価格税制の問題は、他の種類の資産の譲渡ないし使用許諾の場合にも問題となりうるが、知的財産の場合には、その価値の評価について確立した方法がなく、取引事例など参考となるべき資料も少ないことから、その客観的な経済的価値の算出が困難な場合が多い。そのためこの問題は、知的財産の使用ないし譲渡の対価の「客観的に公正な価額」はどのようにして確定させるべきかという経済的な見地から解決されるべき問題ではあるが、課税庁と納税者との間で取引価格の適正性についての見解の相違が生じやすい。租税法と知的財産法とが交錯する領域においての問題である。<sup>1)</sup>」として、租税法の観点からも注目されているところであるが、本論文は、会計学の観点から、産学連携における知的財産権の移転取引に焦点を当て、知的財産権の有償譲渡に限って論ずる。

具体的には、企業が大学から買い取る知的財産権の価格が極めて低いことから、出願権、および特許権が適正に評価されているのかという問題、つまり企業が経理を簡便化するために、特許権の評価額が歪められているのではないかという点に着目して、知的財産権の適正な評価方法を探るものである。

#### 1-2 知的財産取引の現状と評価の基本原則

さて、知的財産は、企業の資産の一部を構成するものであることから、無形資産である知的財産の評価という極めて特殊な課題を論じる前に、評価の基本的な原則を理解しなければならない。

知的財産を評価することというのは、不動産、動産のような有形固定資産と同様に、鑑定評価をするということである。有形固定資産を評価する場合、その属性を判断するのであって、品質や大きさ、重さなどを基準として明らかにすることができる。

なお、知的財産の評価は、価値と同義ではなく、価値とは、保有から生じる将来の便益のすべてを一時金の形で表現したものである。将来の便益は時間の経過とともに増減するので、価値も絶え間なく変動する。したがって、価値についての判断は、特定の時点や、何日現在という形でしか表現できない。また、保有にもとづく将来の便益は、「誰の」保有を問題としているのか、そして評価の「目的」がどこにあるのかを明確にしなければ、数値化することができないのである<sup>2)</sup>。

まずは、知的財産の最も確実な利用形態を考えなければならず、そして商業化が可能なその他の利用形態と比較しながら、十分に検討してみなければならない。例えば、以下のようなことができるかどうかを考えてみなければならない。

- ①独力で知的財産の商業化のための開発を続け、市場に出すことができるか。
- ②すでに事業展開を行っている誰かとジョイント・ベンチャーを組むことができるか。

③第三者にライセンスすることができるか。

さらにその他にも考えなければならないことがある。すなわち、最高・最善の使用 (highest and best use) とはどのような状態なのかを考えなければならない。言うまでもなく、最高・最善の使用とは、最大の利益をもたらす利用方法のことである。それは、知的財産がいつ、誰によって、どのように利用されるかによってかなり異なるであろう。

資産によっては、鑑定評価の際に、価値の定義を明確に行うことが極めて重要である。特定の目的のために設計・構築された資産の価値は、前提を変えて評価すれば相当違ったものになる。これは、特に無形資産や知的財産についていえることである。なぜなら、無形資産や知的財産は、通常、非常に特殊な目的を有しており、それを保有する企業においてのみ最大の価値を発揮することができるものだからである。

翻って、産学連携における共同研究の成果である共同発明は、そのほとんどが持分譲渡によるものであり、共同出願するケースは稀である。それは大学で行う基礎研究を元に、さらに企業で独自の応用研究を重ねるからであり、基礎研究の上に応用研究があって初めて製品化できるためである。

ただし、企業に対しての特許権の有償譲渡は、その共同発明が未知数であるため、金額が低く抑えられている。現実には、その評価額を50万円以上と見積もった場合、企業は無形固定資産として貸借対照表上に記載しなければならない。仮に特許権の50万円未満であると費用処理できるため、企業としては簡便な後者を選択するケースが多いのが現状である。

## 2. 企業の特許権の会計処理

### 2-1 特許権の評価方法与会計処理方法<sup>3)</sup>

#### (1) 評価手法の多様性と知的財産会計

さてここでは、知的財産評価の基本的な方法について考える。企業経営上、知的財産を蓄積・活用して戦略上の優位を築こうとすれば、どうしても知的財産の価値を評価するという問題に直面する。

知的財産の価値評価というと、「それは難しい」の一言で終わりにされることも多い。なるほど確かに知的財産の価値評価は難しい。しかし、価値評価が難しいのは何も知的財産に限った話ではない。不動産の価値評価も難しいし、企業価値の評価も難しいのである。しかしそれでも不動産鑑定士は不動産の価値を評価し、証券アナリストは企業価値を評価している。

なお、知的資産の評価は、知的資産の譲渡やライセ

ンスにおける適正な対価の算定、財務諸表への計上、職務発明における「相当の対価」の算定、特許侵害訴訟等における損害額の認定といった場面において必要となる。たしかに知的財産の場合には、それが注目を浴びるようになったこと自体が最近であるために、いまだ、その評価方法が十分に確立されているとはいえない。評価の目的や評価主体、あるいは評価対象となる知的資産の種類・現況などに応じてさまざまな手法が用いられているのが現状である。評価が難しいながらも、さまざまな工夫を積み重ねていって、方法論を編み出してきているといえよう。

一般に、知的資産の評価についての基本的な考え方として、日本公認会計士協会 (JICPA) はこれまで発表してきた各種研究報告や実務事例を整理し、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ、およびマーケット・アプローチの3つの手法に分類している<sup>4)</sup>。

そこで以下では、上記3つ手法を述べた後、特許権の評価につき、企業がどのように会計処理を行っているかについて述べることにする。

#### (2) コスト・アプローチ

コスト・アプローチは、知的資産の取得のために実際に支出した費用または現時点で、再取得する場合に必要な費用に基づいて評価する方法である。なお、コスト・アプローチには、再調達原価法<sup>5)</sup>と実際原価法<sup>6)</sup>がある。

再調達原価法は、特定の知的資産の再調達原価に基づき、当該知的資産の開発や取得に要する費用を積算し、知的資産の価値を測定する手法である。具体的には、特定の知的資産を再度、開発したり取得するために要する研究開発費、人件費、法的権利化のために要する費用を集計して算定する。

次に実際原価法は、特定の知的資産の開発や取得のために実際に支出した費用を集計し、物価変動率によって集計された原価を修正し、現在の当該知的資産の価値を測定する。具体的には、開発や取得に要した期間と当該資産の経済的耐用年数を決定し、これに基づき価値を算定する<sup>7)</sup>。

たとえば、外部から購入した資産であれば対価として支払った金額、自社で開発した資産であれば開発に要した金額がコストとなる。それをもって知的財産の価値とみるのが、このアプローチである。この方法によれば、客観的な評価が容易に行える。対価として支払った金額、あるいは開発に要したコストは、仕組みさえ用意しておけば、会計記録などから比較的、簡単

に集計・計算できるからである。

他方で、この方法には、知的財産がもたらす将来の利益やリスクを必ずしも反映しないという短所がある。すなわち、コストが高いからといって、将来大きなキャッシュフローを生むとは限らないのである<sup>8</sup>。

要するに、コスト・アプローチは、知的資産の取得原価を当該資産の価値と考える方法であり、メリットは、実際に発生した原価、または再調達原価で測定するため、時価が客観的に行うことができる。逆にデメリットは、知的資産の戦略的重要性、収益への貢献度が反映されないため、実際と乖離した評価となる可能性がある。

### (3) インカム・アプローチ

インカム・アプローチは、知的資産から将来得られるキャッシュフローを予測し、これの現在価値をもって当該知的資産の価値とする方法である。インカム・アプローチは、大まかに、①将来キャッシュフローの把握と②割引率の設定から構成される。

一口にインカム・アプローチといっても、中にはさまざまな手法が含まれるが、通常はDCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）が多く用いられる。

DCF法の根底にあるのは、例えば、現在の100万円の預金が1年後に101万円になるとする場合に、「1年後に得られる101万円は、現時点では100万円である」とする考え方である。このDCF法は、一般に用いられている手法であるが、これを知的資産の評価に適用する場合には、企業または事業全体が生み出すキャッシュフローから、当該知的資産の寄与分をどのように分けるかが問題となる。

また、製品化の過程にある知的資産の場合は、当該知的資産を活用する事業主体のビジネスプランの評価が重要となる。すなわち、当該ビジネスプランの路実性がどの程度かということを検証する必要があるということになる。

DCF法は、既にキャッシュフローを安定的に生み出しているような場合はきわめて有用であるが、まだ知的資産とビジネスプランが結びついていないような場合は、不確定要素が多すぎるため、妥当性が低くなるのである。

インカム・アプローチにはこの他に、リアル・オプション方式、リリーフ・フロム・ロイヤリティー方式、国税庁方式などがある<sup>9</sup>。

リアル・オプション方式は、企業が何らかの活動を実行する場合の、延期、拡大、縮小等の意思決定の選

択権を評価しようとするものである。

リリーフ・フロム・ロイヤリティー方式は、代表的には特許権評価に用いられており、当該特許を排他的に利用して製品を開発した場合に製品から得られる売上を製品別の将来売上予想データ等から推定し、第三者に実施許諾した場合に想定される実施料率を業界別、製品別の標準実施料率データを用いて求め、予想売上に乗じて触接対象特許の寄与額を算定する方法である。将来各期の寄与額の割引現在価値が特許の価値となる。

長所は評価者がライセンス担当者の場合、馴染みやすいことである。

短所は将来の契約交渉によるライセンス料率の変動率を考慮することが困難なことである。

国税庁方式は、相続税の財産評価基本通達において無体財産権の評価方法が定められている。代表的な無体財産権として特許権を例にとると、その評価方法は次のようになる。

特許権を自己で実施しているか他に実施させているかで次のように評価方法が異なる（財産評価基本通達140<sup>10</sup>、145、165-167）。

特許権者と実施権者が異なる場合、その権利に基づいて将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価額の合計額をもって相続財産としての特許権を評価する。

一方、特許権者と実施権者が同一の場合、その者の営業権の価額を含めて一括評価する。営業権の価額は、次の①と②とのいずれか低い金額により評価する。

①超過利益金額×営業権の持続年数（原則10年）に  
応ずる基準年利率による複利年金現価率

②前年の所得の金額（営業権の価額が相当高額であると認められる著名な営業兼については、その所得の金額の3倍の金額）

長所は、法定されているため、誰が評価しても同じ評価額が算出され、公正性が保たれる点である。

短所は、評価の目的が相続財産金額確定であるため、事業のシナリオを反映しておらず、画一的な価値しか表せないことである。

要するに、インカムアプローチは、知的資産の収益獲得能力と有効期間を見積もり、この期間内のキャッシュフローにより価値を評価するものである。

メリットは将来の事業を勘案し、かつ将来のリスクも反映することから理論的に優れる。

デメリットは、不確実性が高く、収益予想の精度に難点があり、主観や経験則に依拠することになる。

この方法は、知的財産の将来の利益やリスクを反映している点で優れている。この方法では、知的財産の生み出す利益を基に将来キャッシュフローを予測する。また、割引率（discount rate）については、知的財産から得られるキャッシュフローのリスクの大きさを考慮して設定する。

したがって、知的財産の経済的な価値を適切に反した値として納得が得られる。ただし、どの範囲までコストを集計するかという点について明確な基準がないと、本当に客観的な評価はできない。特許を例に考えてみよう。特許を外部から購入した場合であれば、購入代価だけをコストとみるのか、あるいは購入手続に要した付随費用まで含むのかという問題がある。自社で発明した特許の場合であれば、特許の出願・登録などに要する費用（弁理士費用や登録免許税など）だけをコストとするのか、あるいは発明に要した研究開発費用も含めるのかという問題がある。

しかし、将来キャッシュフローの予測や割引率の算定は容易ではない。例えば、ある特許から得られる将来キャッシュフローを予測するには、その特許を利用するとどのような製品ができるか、その製品がどれだけ販売できるかなどを予測しなければならない。したがって、主観的な見積りに大きく依存せざるを得ない。同様に、割引率の設定も主観によるところが大きい。したがって、客観的な評価はきわめて難しい。この点がインカム・アプローチの限界である。

#### (4) マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチは、類似資産の市場における取引価格との比較から求められる価格をもって当該知的資産の価値とする方法である。これには、類似取引を抽出して直接比較する方法と（比準アプローチ）、企業全体の時価評価額から、知的資産以外の時価評価額を差し引くことによって間接的に評価する方法がある<sup>11</sup>。

つまり、マーケット・アプローチは、知的資産が市場で成立した取引価格に基づいて知的資産を評価することで、メリットは市場が存在する場合は取引事例を容易に入手できる上、客観的な評価が可能となる。逆にデメリットは、流通市場が未成熟で取引事例が入手困難な状況や画期的発明では適用可能性に欠ける。

2001年3月期より、わが国でも企業会計において有価証券の時価評価が導入された。この場合の時価とは、市場価値（market value）のことである。たとえば、株式であれば、決算日現在における当該株式の

株価によって評価することになる。同じような方法が知的財産にも適用できれば話は簡単であるが、しかし知的財産については、活発な取引市場（active market）が存在しないことが多い。特許権や著作権などは売買されることがあるけれども、取引量が少ない上に、個々の取引ごとに対象となる資産の内容が大きく異なるため、ある取引の価格から別な資産の市場価値を類推するのは困難である。そのため、実際にはマーケット・アプローチを適用するのは容易ではない。

この方式は、マーケットが存在する場合は取引事例を容易に入手することができ、この取引事例は、市場での交換価値を基礎としているため、客観的な評価が可能となる。反面、流通市場が未成熟で、取引事例が入手困難な状況では適用可能性に欠けるという難点がある。

以上のように、知的財産評価の3つのアプローチは、いずれも長短があり、どのアプローチも絶対的に優れているとはいえない。評価を行う際、一口に時価（current value）といっても、具体的にどう計算するかによってさまざまな種類がある。

結局のところ、用途や目的などに応じて、各方法を使い分けるなど、いくつかの方法を併用することとなる<sup>12</sup>。

## 2-2 特許権の過小評価における問題

さて、ここでは特許権を持分譲渡する際に、過小評価することについて考えてみたい。そもそも特許権を過小評価することについて、大学、および企業の2つの方向から考えることができる。

第一に、大学が企業に発明を譲渡するときは、まだその特許権が商業化されるものか否かが不透明である。加えて、企業は共同研究費として、研究費用のほとんどを支出しているということも考えられる。また、大学は、真理の探究の場であり、基本的に特許権を保有して自ら商品化することを前提としていない。大学教員は、自らの研究テーマに沿って研究を行い、その成果が現れることに意義があるのであり、製品化することを前提としていないため、結局のところ、その対価（ここでは特許権の評価）がいくらであろうと構わないのである。

さらに大学にとっては、商業化して利益を得るわけでもない特許権をいつまでも保有し続けることは、大学の財政を圧迫することになり、大学経営として望ましいことではない。ゆえに、企業に共同研究の成果物である特許を買取ってもらおうほうが望ましいと考え

ることができる。

第二に、企業側に立脚すると、多額の試験研究費を支出していること、また大学と企業との共同研究は、基礎的研究が多く、製品化されるにはさらに応用研究が必要となる。また前述のとおり、製品化されるか否か不透明な特許に対して、評価が困難であることも考えられる。

さらに言及するならば、知的財産の価値を50万円以上と評価すると、無形固定資産として貸借対照表上に記載しなければならない。

具体的には、会計基準に定める固定資産は、期間基準が使用見込み期間（耐用年数）が1年以上であること、金額基準として、取得金額が50万円以上であることの双方を満たすものである。

なお、共同研究における特許の有償譲渡は、企業にとって企業結合以外の手段により外部から購入された特許権になるため、「購入価額+付随費用」で資産計上されることになる。企業結合以外の手段により外部から購入された特許権は、通常の有形固定資産の場合と同様に、特許権そのものに支払われた購入代価に付随費用を加えた取得原価で認識される。ゆえに通常の取引であれば、特許権の購入代価は（購入企業が評価した）時価となるはずである<sup>13</sup>。しかし、ここでいう取得原価は、特許取得のための研究開発に要した費用のことであり、その研究開発費はすべて発生時に費用として処理することが原則であるため、取得原価は原則0（ゼロ）となる。

共同研究がスタートするとき、「共同研究契約書」において研究経費の負担額を規定しており、それに基づいて研究が行われている<sup>14</sup>。この企業が拠出した研究経費が損金算入されていることはいうまでもない。そうすると、付随費用については資産計上することができる<sup>15</sup>が、すべて費用処理することもできることになろう。なおここでいう付随費用とは、出願料や登録料などであり、金額の重要性や実務の煩雑さを考えれば、全額費用処理することが通常である。なるほど、企業からすれば、付随費用などをあえて資産計上するよりは、その会計期間に損金算入される費用として計上したほうが、会計処理上も簡便であろう。これらのことから結論として、貸借対照表上、資産価額がゼロになるのが通常の処理と考えられる。

このようなことを鑑みれば、特許権を過小評価することによって、企業は財務的にも金銭的にもかなりメリットが多いということがいえよう。すなわち、特許権を過小評価することは、正しい評価が行われておら

ず、恣意的な評価であるということを意味している。もちろん、特許権の適正な評価が難しく、何が適正な評価であるかは、結局のところ、商業化されてみなければわからないということもあるが、しかしそれでもなお、有償譲渡の時点で特許権の適正な評価を行うべきであると考えられる。

なお、企業は本来大学に支払うべき特許の対価を支払っておらず、その差額分（本来支払うべき特許の対価－支払った特許に対する対価）は、大学からの利益供与と考えることも可能である。むしろ、企業は共同研究費のほとんどを支出しているので、特許の対価分も含めて支払っているとの主張もできようが、しかしながら期間損益の観点からも、経理処理の観点からも妥当とはいえないであろう。

### 3. 結びに代えて

#### 3-1 結論

企業と大学の産学連携は、共同研究の結果、企業に成果物を有償譲渡するケースが考えられる。共有しない理由としては、大学にとって支出が負担になるだけで、その商業化が望めないことにある。ゆえに企業に対して持分譲渡を行うという選択肢を選ぶことになるのは当然の帰結といえよう。

筆者は、これまで述べてきたように、特許の評価方法として3つアプローチ方法を挙げ、そのメリット、およびデメリットを取り上げてきた。

また企業が、特許の評価を過小評価していることについても取り上げた。この点に関し、特許の評価算定の困難さが浮き彫りとなった。すなわち、企業が大学から買い取る特許は、商業化されることを想定しているが、しかしそうであるからといって、必ず商業化されるとも限らないし、またさらに商業化されたとしても、それが評価以上の収益を生み出すとは限らないからである。ゆえに、特許の買い取りの段階での価値は未知数であるといわざるを得ない。

#### 3-2 残された課題

以上、述べてきたように、特許権という未知なる無形資産の価値の評価を正確にかつ適正に補足することは極めて難しい。加えて、共同研究で行う研究の多くは基礎的研究であり、さらに応用研究を重ねて製品化されるのであり、それが市場でどのように貢献するのかが製品化されていない時点において、その価値を見出すことは困難である。しかしだからといって、特許権の適正な価値の評価をしないわけにはいかない。な

げならば、「特許権などの知的財産は、財産といっても「無体財産」であり、「見えざる資産」であり、価値評価されないかぎり保護はもとより、管理できない。まさしく、「測定できないものは評価できない」のであり、知的財産は価値評価されない限り、経済財としての実体を欠くばかりではなく、適切な資金調達資源にもできず、結果的に有効に活用されない<sup>16)</sup>」のである。

なお企業側の問題として、知的財産の評価を高く見積もれば、それを無形固定資産に計上しなければならない。文部科学省の指針として、各大学に対して特許の売却を禁止し、独自で保有あるいは共有で取得した特許について、パテントロールの方向で進めていることからすると、今後は企業はもちろんのこと、大学にとっても特許の評価という問題は避けては通れないものである。

菊池氏は、「職務発明の成果を適切に評価する仕組みをつくる必要がある…。近年、知財のライフサイクルが短くなり、特許の評価はますます難しくなっている。<sup>17)</sup>」と述べておられる。

筆者も特許の評価について、発明者の成果割合も含めて適切に評価する仕組みを早急に確立する必要があるべきだと考える<sup>18)</sup>。

以上

- 1 相澤英孝・西村あさひ法律事務所『知的財産法概説 [第5版]』弘文堂、22頁 (2013)。
- 2 仮に大学教授が知的財産を保有していれば、たとえ真理の探究が目的の大学教員であっても知的財産の最善の利用方法を見つけ出すことである。近年、文部科学省の方針として、大学教員が発明した特許を有償譲渡することなく、大学が保有することを推奨している。大学として特許を出願し、その後の維持費用まで大学が負担付することとなるため、大学としてはその特許を有効活用しなければ、支出のみが重なり、大学が独自に収入を上げることができず、特許を持ち続けることにより、損失のみが拡大することになる。
- 3 『知的財産 戦略・評価・会計』渡邊俊輔 東洋経済新報社
- 4 日本公認会計士協会〔2004a〕。
- 5 実際に支出した費用に基づく方法を歴史的原価法という。歴史的原価法は、ある知的資産の取得・保有に係るプロジェクトの開始から終了までに支出した過去の費用の合計が当該知的資産の価値で

あるとする。費用の積算については、単純合計によるのではなく、現在価値に置き換えるための調整が行われる場合もある。

歴史的原価法自体は、租税実務家にもなじみ深いものであるが、しかしながら、これを知的資産に適用しようとすることは困難である。

ここで問題になるのが、歴史的原価の集計範囲と配分額の決定である。知的資産を自ら購入する場合は原価も比較的明確に把握できる、例えば、自社における研究開発によって、ある特許権を創設的に取得した場合、当該特許権の取得をもたらした研究活動はいつからいつまで行われたのかということや、開発費のうち当該特許の分はいくらなのかということ判断するのは容易ではない。開発の実務においては、プロジェクトは複線的に遂行されるのが通常であり、一つのプロジェクト、一つのアイデア、一つの技術、一つの特許を一括りにできることの方が珍しいといえるからである。

- 6 再取得に要する費用に基づく方法を取替原価法という。取替原価法は、対象となる知的資産を再度構築すると仮定した場合に必要な見込まれる費用をもって当該知的資産の価値であるとする。

知的資産の評価に取替原価法を用いるには、歴史的原価法における問題点に加えて、再構築費用の見積もりが困難であるという問題がある。歴史的原価法においては、過去における具体的取引の資料があり、相当程度の客観性が担保されている。

これに対し、取替原価法における再構築費用は、あくまでも見積額であるところ、知的資産の領域においては、再構築の手法が標準化されていない場合が多いため、費用の予測が困難となる。「再構築の手法が標準化されていない」とは、ある特許権は、一人の研究者の独創的なアイデアから生まれる場合もあれば、多くの研究者の無数の失敗の中から生まれる場合もあり、同じコストを費やせば同じ知的資産を取得できるとは限らないということである。いずれにしても、知的資産というものは、その活用しだいで将来的に取得コストをはるかに上回る収益を得るケースが珍しくないという特性を持つということ、コスト・アプローチは汲み取りきれていないのではないかと指摘がある。

したがって、実務においては、財務諸表への計上目的のほかには、具体的なビジネスプランのない未利用特許等の評価に用いられるにとどまって

いるようである。

- 7 吉田編著『知的資産経営』221頁、同文館（2006）。  
8 具体的に言えば、リスクが高ければ高い割引率を設定し、リスクが低ければ低い割引率を設定する。割引率を高く設定すると現在価値は小さく計算される。すなわち、リスクの高い資産の価値は小さく計算されることになる。

- 9 吉田博文『知的資産経営』227-228頁、同文館（2006）

- 10 財産評価基本通達 140 において、特許権の評価は、145《権利者が自ら特許発明を実施している場合の特許権及び実施権の評価》の定めにより評価するものを除き、その権利に基づき将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価の額の合計額によって評価するとしている。

また、財産評価基本通達 141 では、前項の「複利現価の額の合計額」を特許権の評価を次の算式によって計算した金額としている。

(1) 第 1 年目の補償金年額×1年後の基準年利率による複利現価率=A

第 2 年目の補償金年額×2年後の基準年利率による複利現価率=B

第 n 年目の補償金年額×n 年後の基準年利率による複利現価率=N

(2) A + B + …… + N = 特許権の価額

上の算式中の「第 1 年目」及び「1 年後」とは、それぞれ、課税時期の翌日から 1 年を経過する日まで及びその 1 年を経過した日の翌日をいう。

さらに、財産評価基本通達 142 では、140《特許権の評価》の定めによって特許権の価額を評価する場合において、その将来受ける補償金の額が確定していないものについては、課税時期前の相当の期間内に取得した補償金の額のうち、その特許権の内容等に照らし、その特許権に係る経常的な収入と認められる部分の金額を基とし、その特許権の需要及び持続性等を参酌して推算した金額をもってその将来受ける補償金の額とするとしている。（武田秀和『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価 Q & A』153-155 頁、税務研究会出版局（2013））。

- 11 比準アプローチの具体例として租税実務家になじみ深いのは、非公開会社の株式評価における類似業種比準方式である。非公開会社の株式自体は市場に出回っていないが、業者の中には、株式を上場しているところもある。

そこで、上場されている類似業種の平均株価を基礎にして、これとの比較によって非公開会社の株価を算定しようとするわけである。しかしながら、知的資産の評価に比準アプローチを用いようとしても、株式とは異なり、現在のところ、知的資産の一般的な取引市場は形成されておらず、比準の基礎データを得ることは通常困難な状況である。したがって、実際に比準アプローチを適用する場面は、あまり多くないと考えられる。

残差アプローチは、まず貸借対照表の各項目を時価に置き換えて正味の企業価値を算定し、次にそこから知的資産以外の資産の時価評価額を差し引いて知的資産の評価額を求める方法であるが、これを厳密に行おうとすると、かなりの手間を要する。当該企業が評価対象となる知的資産以外の無形固定資産を保有している場合はなおさらである。無形固定資産の中には、そもそも貸借対照表に計上されていないものも少なくないし、仮に計上されていたとしても、有形資産以上に評価が困難である。したがって、残差アプローチを実際に用いる場合には、ある程度の割り切りが避けられないのである。

- 12 知的財産評価の目的のひとつは、知的財産をいかに評価するかということである。

ただし、一口に知的財産の評価といっても、その目的は多様である。どのような目的を想定するかによって適切な評価方法も異なってくる。

一般に、知的財産を評価する目的としては、次のものが考えられる。

①M&A（合併・買収）における評価

②財務会計上の評価と開示

③税務上の評価

④売買価格決定における評価

⑤実施許諾における評価

⑥担保価値の評価

⑦権利侵害訴訟における評価

⑧内部管理目的の評価（投資意思決定、業績評価など）

- 13 なお、自己創設、つまり自社で研究開発した成果を特許出願して権利化した場合の特許権については、「取得原価+付随費用」、すなわち取得原価主義で資産計上するということになる。

- 14 共同研究経費の納入について、共同研究契約書に条文として規定している大学もあればそうでない大学もある。例えば、大阪大学は、共同研究契約

書第8条において、研究経費の納入について規定している。以下でいう甲は大学で、乙は企業である。

「乙は、別表第2に掲げる研究経費を甲の発行する請求書に定める納入期限までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

2 甲は、乙が前項に規定される納入期限までに前項の研究経費を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を乙に対して請求できるものとする。乙は甲からの請求があったときは、これに応じなければならない。」

このように研究経費の納入について規定していない大学であっても、共同研究を行う大学は、金銭的支出を企業に依存しているのが現状である。

- 15 付随費用を特許権として資産計上する場合にも、特許出願にかかった費用のどこまでが含まれるのか、またどこまで資産計上できるのか、という疑問が生じる。

さらに、審査が終わって特許査定が出るまでは、権利化されることが確定しないということである。したがって、出願費用などは、その段階で「特許権」として資産計上することは、保守主義の原則からいっても、非常に困難であるといわざるを得ない。

そうすると、特許査定が出るまでは「特許権仮勘定」もしくは「仮払金」などで計上しておき、権利化されれば「特許権」に振り替えて、拒絶されれば費用処理することも考えられる。しかしながら、このような会計処理は、煩雑になるし、何より仮の状態で会計年度を越すことは、あまり適切な会計処理であるとは言い難い。

これらのことから、特許査定後の登録料および維持管理費が、特許権として資産計上できることになる。

ただし、これらの費用は、資産計上するよりも、むしろ費用処理したほうが、会計学および法人税法上、煩雑さを伴わないため、特許権をわざわざ資産計上している企業はほとんどないように思われる。

なお、財務諸表の有用性という観点からは問題があることは否定できないことは付言しておく。

- 16 広瀬義州『知的財産会計』104頁、税務経理協会(2006)
- 17 菊池純一「Stay in the Loop」「知的財産の経済価値は莫大。多角的な視点で特許の価値を評価すべき」「Loop」10頁、(2003)。
- 18 広瀬氏も「...知的財産を創造し、権利化し、保護し、その価値を適切に評価し、「見えざる知的財産」を掘り起こし、「見える知的財産価値」に変えて活用し、企業経営の選択と集中を図ることこそが知的財産戦略にとって重要、かつ喫緊の課題である。」と述べておられる(前掲注(16)、104頁)。

# **Reasonable Valuation Methods for Intellectual Property Rights in Transfer Transaction**

Faculty of Liberal Arts, Department of Life Planning  
Saori OCHI

## **Abstract**

The purpose of this paper is to examine the methods used to value patent rights when a company enters into a partnership with a university to develop an invention.

When a company enters into an agreement with a university, there is generally an undetermined exercise price that is not an appropriate valuation of the intellectual property rights involved. Therefore, this paper presents standardized guidelines for the appropriate valuation of patent.

Specifically, we examine appropriate valuation methods based on the third approach proposed by the Japanese Institute of Certified Public Accountants.

Moreover, the paper outlines the various financial methods that are available and the difficulties involved in achieving a proper valuation of a patent whose value is unknown when a company enters into an agreement with a university.

Keywords: academic–industrial alliance, joint patent, appropriate valuation of patent rights